

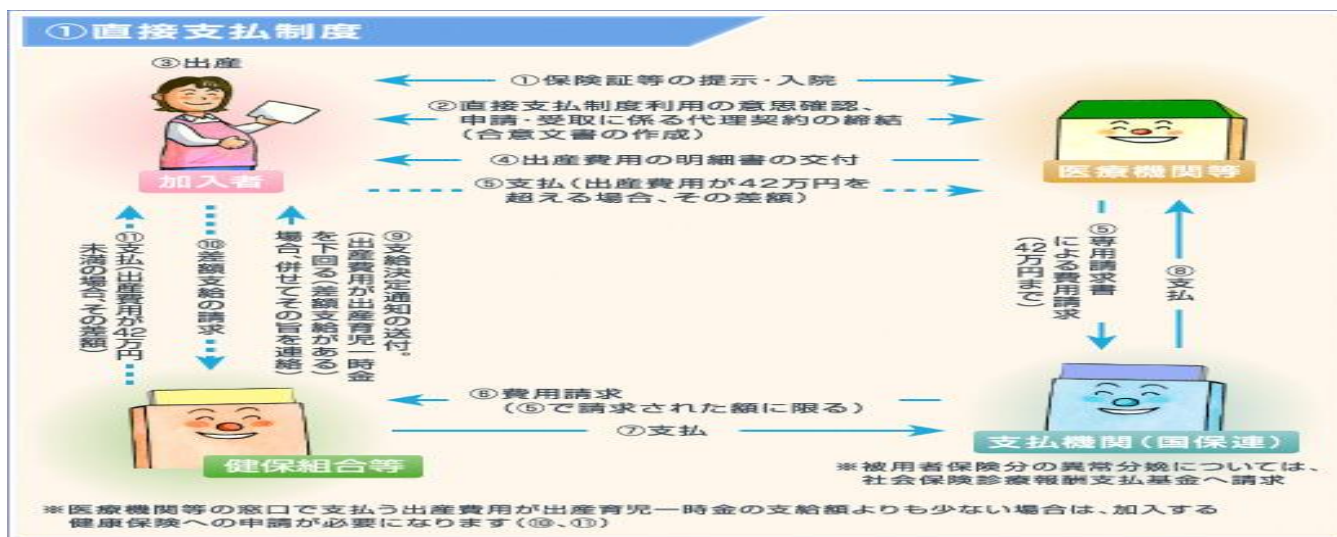
知って得する健康保険の基礎知識 69

出産育児一時金(家族出産一時金)のしくみ

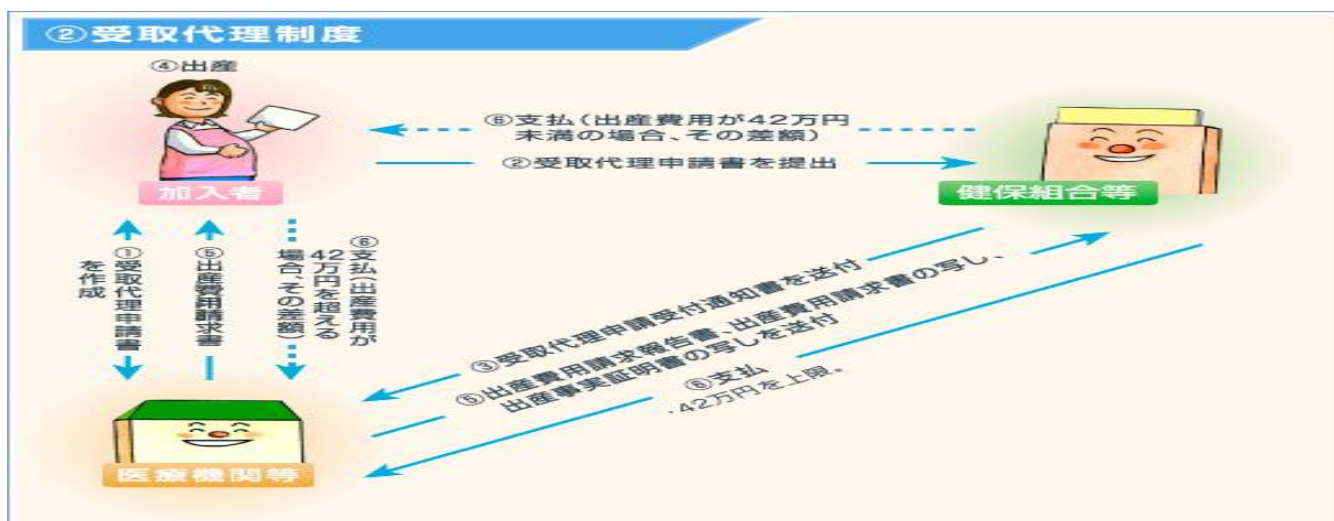
健康保険では、加入者(被保険者・被扶養者)が出産した時に原則「**50万円**」を支給する「出産育児一時金制度」が設けられています。出産にかかる経済的負担を軽減するための仕組みです。又、当健康保険組合では付加金制度として、被保険者が出産したときは**5万円**、被扶養者が出産したときは、**2万5千円**が支給されます。

【原則として**50万円**が支払われます】

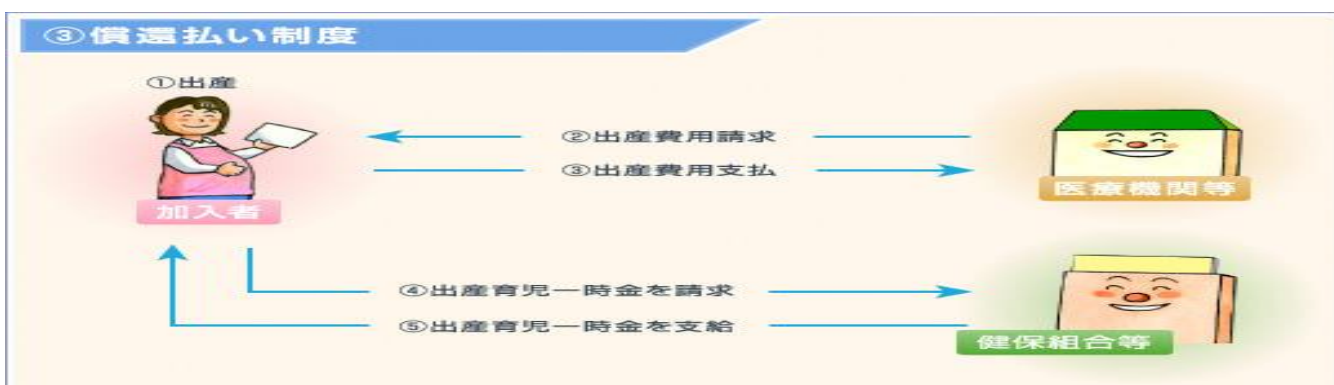
■**直接支払い制度**：加入する健康保険から医療機関や助産所に直接支払う制度



■**受取代理制度**：直接支払い制度に対応が困難な小規模の分娩施設では、出産前に加入する健康保険に申請することで医療機関に支払われる制度



■**償還払い制度**：出産、退院時に医療機関等の窓口で出産費用を全額支払い、後日、加入する健康保険に申請して「出産一時金」の支給をうける制度



※**コラボヘルス** (企業と健康保険組合が協働で行う健康増進施策)

帝国ホテルをはじめ各事業主と帝国ホテル健康保険組合は積極的に協力し合い、被保険者と家族の健康増進に対する施策をすすめています。「知って得する健康保険の基礎知識」は皆さんに役立つ情報をお知らせする「コラボヘルス」施策のひとつです。